

敷地内樹木の管理に関して

平成23年11月23日
うぐいすの森 自治会

近頃、「敷地内の樹木の管理、伐採」に関するご意見や要望等のコメントが多く寄せられております。

ご自分の敷地内の樹木の管理に関心を持たれている事と推察しております。

今回は、こうした「敷地内の樹木管理」に関してご返事したいと思います。

標記敷地内の樹木の管理については、次の様に考えます。

①基本的には、敷地所有者個人で対処していただくことと考えます。

「自治会の予算が少ないから」ではなく、「個人の財産権に係わることだから」です。

敷地内の樹木は個人の財産であり、その処分・管理は個人が責任を持って行うことであって、自治会と言えども介入できないからです。

(唯一介入が許されるのは、敷地内の樹木が倒木し他に重大な危害を及ぼす恐れが大きいという緊急を要する事態のときと考えます)

②伐採業者を紹介します。(共同伐採に関して)

数件の敷地所有者纏まって伐採すれば費用の問題もある程度軽減されるというご意見があります。その通りだと思います。

伐採の要望を業者に引継ぎ、業者の元で共同伐採実施を纏めてもらうことも一方法ではないかと考えます。

(木の葉が落葉した時期が伐採の好時期で、その頃が共同伐採の実現可能性が大かと思えます)

以上自治会の基本的考えを記しましたが、敷地所有者の方々に置かれましては自己の敷地内樹木の管理を積極的に行って下さる様、重ねて要請いたします。